

## 魅力ある区立図書館づくりに向けた今後の取組みについて

### (付議の要旨)

教育委員会では、図書館サービスのあり方や民間活用を含めた多様な運営体制について、世田谷区立図書館運営体制あり方検討委員会で総合的に検討してきた。先に政策決定した魅力ある図書館づくりを推進する3つの取組みの柱からなる運営体制の方針を踏まえ、今後の取組みについて取りまとめた。

### 1 主旨

図書館サービスのあり方や運営体制などについて総合的に検討してきた「世田谷区立図書館運営体制あり方検討委員会」(以下「検討委員会」という。)からの報告書を踏まえ、5月には取組みの方針を示し、1点目として区立図書館の公共性・専門性を確保するために中央図書館のマネジメント機能を強化し、2点目として民間事業者のノウハウやアイデア等を活用して図書館サービスを充実し、3点目として区民や学識経験者等が、図書館運営やサービス水準をチェックしていくガバナンスの仕組みである(仮称)図書館運営協議会を設置することとした。これら3つの取組みを柱として魅力ある図書館づくりを進めていくにあたり、3つの柱それぞれの今後の取組みについて取りまとめたので報告する。

### 2 世田谷区立図書館がめざす方向性

区立図書館は、幅広い資料を収集・提供し、区民の主体的な学びを支える公立図書館として、公共性・専門性を維持しながら安定したサービスを継続的に提供していく役割があり、第2次世田谷区立図書館ビジョン(以下「図書館ビジョン」という。)では「知と学びと文化の情報拠点」を基本理念に掲げ、多様な区民ニーズに応え、地域の図書館における使命を果たすために、取組みを進めている。今後の取組みについて、令和4年度から5年度までの「図書館ビジョン」第3期行動計画のなかで具体的な方策を定め、より一層、各図書館における特色化や地域との連携、職員育成、管理運営・サービス内容の検証などを計画的に実施し、魅力ある図書館づくりに向けて、公立図書館として持続可能な安定した図書館運営・サービス提供をめざしていく。

### 3 今後の取組み

#### (1) 中央図書館のマネジメント機能の強化【取組みの柱】

区立図書館の公共性・専門性を維持し、安定的な図書館運営やサービス水準を継続していくために、図書館全体のサービス目標の進捗管理や、地域図書館、地域図書室、図書館カウンターの支援、統合調整といったマネジメント機能が重要となる。中央図書館のマネジメント機能を強化するために、以下の施策を実施していく。

## 人材育成計画の策定

「図書館ビジョン」に基づき、これまで職員の専門性向上に向け取り組んできたところであるが、より一層の区職員の専門性を確保するため、司書有資格者の育成・確保をはじめとした職員育成のための人材育成計画を今年度中に策定する。

## 各種研修の充実

新規職員や異動職員向けの研修や司書派遣研修など従来の研修に加え、司書講習派遣対象の大学通信講座への拡大や、司書有資格職員対象の専門研修の実施、館長・副館長対象のマネジメント研修などを令和4年度から実施する。

## 人材確保と組織体制の整備

人事所管との連携により意欲ある人材の確保を進めるとともに、令和4年度からの中央図書館の組織体制整備に向けて検討を進める。

専門性を有した人材の確保にあたり、例えば、様々な資格やこれまでの職業経験から高度な専門性や知見を有する区民を会計年度任用職員として採用するなど、図書館マネジメントを支援できるような、経験豊富な外部人材の活用を進める。

## 中央図書館の選書・除籍

区が収集方針等の基準を策定し、蔵書構築・管理を実施する。区が責任を持って選書・除籍を行い、区立図書館で購入する資料の偏りを防ぎ、かつ利用者ニーズを把握して透明性の高い選書を行う。指定管理者制度が導入される地域図書館の選書業務は中央図書館が担うことにより、指定管理者を導入した地域図書館が増加した中での選書業務に対応した中央図書館の体制を整備する。

## 中央図書館のレファレンス

区民の様々な疑問や課題の解決を支援するレファレンスについて、より専門性の高いレファレンスの実施に向けて、図書館職員主体のプロジェクトチームを中心に令和4年度から取り組んでいく。

国立国会図書館レファレンス協同データベース等の新たなツールの活用開始や、蔵書や商用データベースのさらなる充実、レファレンスの実施に必要な知識やノウハウなどの専門性を有した人材の確保、レファレンス能力向上に向けた研修を実施する。

また、庁内各部の事業実施に伴う資料相談を図書館で受け付ける行政支援レファレンスのさらなる充実を図るとともに、起業・消費生活・健康・認知症・労働環境等の担当部署と連携した相談会等を実施する。

来館者からの質問の中で難易度が高い案件については、オンラインにより中央図書館で対応して地域図書館を支援する仕組みを順次整備する。

さらに、レファレンスの取組みを広く区民へ周知するため、レファレンス事例の蓄積を通じて、パスファインダー（ ）の発行等の拡充を行っていく。

( あるテーマについて調べるときに役立つ基本的な図書資料、情報源等の情報資料)

## (2) 民間活用【取組みの柱】

### 地域図書館への民間活用の導入

「図書館ビジョン」が掲げる事業方針に沿った魅力ある図書館実現のために、「検討委員会」から、開館日や開館時間の延長も視野に入れ、民間事業者のアイデアやノウハウ、スピード感等を活用することが必要との提案を受けた。そこで、区では、地域特性や利用者ニーズに応じた自由度の高い図書館サービスの充実を図るために、図書館の規模や来館者数のほか、開館時間延長による利用者の利便性の効果がある立地環境、近接する施設との地域連携の可能性、施設形態や施設運営上の課題の改善見込み、ICTタグを活用したDX（デジタルトランスフォーメーション）の視点といった、様々な条件を総合的に勘案して、民間活用の導入を検討していくこととした。

平成29年度から指定管理者制度を導入している経堂図書館では、より一層のサービス向上に向け、学校や地元商店街を含む地域に根ざした連携強化などが求められるが、民間事業者の創意工夫により様々な講座・イベントを実施するなど、図書館サービスの向上に取り組んでおり、良好な運営が行われていると、選定委員会より評価を受けている。（別紙1「選定委員会による評価（経堂図書館）」参照）

民間活用の手法として、業務委託は、仕様書の中で明確かつ詳細に委託内容を明示する必要があるが、指定管理者制度は、区が求める業務要求水準に基づき、事業者の発想と工夫による運営として新たなニーズに対する柔軟な対応など、事前に仕様書で詳細を指定することが困難な内容や、施設全体の維持管理、図書周辺サービスを含む業務範囲に活用しやすいと考える。

民間活用にあたっては、令和4年度から、経堂図書館に加え、地域特性や利用者ニーズに応じた自由度の高い図書館サービスの充実が見込める地域図書館2館に、モデル的に、指定管理者制度を導入するとともに、業務委託している世田谷図書館、梅丘図書館も含め、魅力ある図書館づくりの検証を行っていく。

### 指定管理者制度導入の理由

公立図書館は、図書館法の規定により、「入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。」とされていることから、利用料金制にはなじまない無料施設であるが、「知の拠点」としての役割を果たすために、限られた運営財源の中で、指定管理者自らが創意工夫し、最大の効果をあげる事業・管理運営を実施することにより、以下（ア）から（ウ）に記載のとおり図書館サービスの向上が期待できる。（別紙2「地域図書館状況一覧」参照）

#### （ア）世田谷区立経堂図書館

経堂図書館は、小田急線経堂駅前に立地し、年間来館者数が約70万人と、区立図書館の中で最も多い来館者数であり、開館時間拡大による利用者の利便性の効果が最も期待できる地域図書館である。一方で、施設形状は東西に細長く、スペースも限られており、予約資料受け取り中心の立寄り型図書館の特性がある。このような状況の中、現指定管理者は自らが創意工夫し、ゆっくりと館内でくつろぎながら読書や調べものを楽しめる滞在型の図書館の要素を取り入れ、館内環境整備に取り組んできた。特に書架を減らし、講座・イベントにも活用できる多目的な閲覧スペースとして設置した「ビジネスコーナー」は、

利用者も増えており、ワークショップ等のイベントにも積極的に活用するなど、図書館サービスの充実につながっている。さらに、近隣の大学や区内の就労支援施設、子育て団体と積極的に連携を図り、新規の講座や相談事業などを通じて、新たな利用者層の獲得にも取り組んでいる。経堂図書館は、地域に根ざした魅力ある図書館づくりをより一層進めるため、引き続き、民間事業者の柔軟な発想やノウハウ、迅速性を発揮し、適正な施設の維持管理・運営や、駅前立地に伴う貸出・返却等の効率的な利用者対応、滞在型図書館の要素を取り入れたサービスの充実を図りつつ、外部への情報発信や地域連携をさらに強化しながら、指定管理者制度を継続し、施設運営を行う。

(イ) 世田谷区立烏山図書館

烏山図書館は、京王線千歳烏山駅前に立地し、年間来館者数が約50万人と地域図書館の中では、経堂図書館に次ぐ来館者数であり、開館時間の延長による利用者の利便性向上の効果が期待できる地域図書館であると考えられる。また、現状は、図書館としての動線等が考慮された施設とは言えず、書架の配置や滞在型図書館の要素を取り入れるほか、烏山総合支所とともに地域で様々に行われているコミュニティ活動と連携するなど、民間のノウハウやアイデアを取り入れて魅力ある図書館とする提案が期待できる。

(ウ) 世田谷区立下馬図書館

下馬図書館は、小規模公園に隣接した単独施設の図書館であり、図書館運営だけでなく、施設管理を含めた運営を行うことにより、民間ならではのアイデアやノウハウを期待できる。また、現在、昭和女子大学と締結している、大学図書館の区民利用などを活かした事業展開に加え、世田谷ものづくり学校、世田谷公園といった近接する施設との連携の可能性がある。さらに、児童書の貸出割合が高い図書館である特性などに着目して、子ども関連事業の充実といった提案が期待できる。

指定管理者制度を適用する施設

- (ア) 施設名 世田谷区立経堂図書館(継続)  
所在地 東京都世田谷区宮坂3-1-30
- (イ) 施設名 世田谷区立烏山図書館(新規)  
所在地 東京都世田谷区南烏山6-2-19
- (ウ) 施設名 世田谷区立下馬図書館(新規)  
所在地 東京都世田谷区下馬2-32-1

指定期間

5年間(令和4年4月1日~令和9年3月31日)

選定方法等

(ア) 選定方法

世田谷区立図書館条例第6条の規定に基づき、指定管理者の候補者を公募により選定する。

(イ) 選定基準

世田谷区立図書館条例第6条第3項各号に定める選定基準に基づき選定を行う。

- ・図書館に関する業務を充分に行う能力及び実績を有していること。
- ・図書館の効用を最大限に発揮させることができること。

- ・図書館の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。
- (ウ) 公募及び選定の単位  
3館それぞれの指定管理者候補者を公募し、各館の特徴や期待する効果を反映した評価項目・配点により選定を行う。

#### 選定体制

- (ア) 選定委員会の設置  
公募により申請団体から提出された事業計画等を選定基準に基づき審査し、指定管理者の候補者を選定するため、世田谷区立図書館指定管理者選定委員会設置要綱に基づき、選定委員会を設置する。
- (イ) 選定委員会の所掌  
選定基準等に基づき、それぞれの図書館の指定管理者候補者の選定に係る審査を行い、その経過及び結果について報告書を作成し、速やかに教育委員会に報告する。
- (ウ) 選定委員会の構成  
外部委員（学識経験者等）4名、教職員1名及び区職員2名とする。

### (3)(仮称)図書館運営協議会の設置【取組みの柱】

令和4年度に設置する(仮称)図書館運営協議会は、区立図書館の運営に利用者の視点を取り入れ、図書館利用者やボランティア活動等で図書館に関わる区民、学識経験者等を構成メンバーとし、恒常的に、より良い図書館運営やサービス水準をチェックしていくガバナンス機能を持つものとする。地域事情に精通している行政経験を活かした直営の図書館の利点と、全国の先進事例や民間のノウハウを活かした民間活用の図書館の柔軟性など双方において、ICTタグの活用や電子図書館といったDX(デジタルトランスフォーメーション)などの動きを踏まえ、区立図書館全館の運営状況の確認や利用者目線の新たな図書館サービス導入の提案などを行う。また、各図書館の運営状況を客観的に評価し、検証を続けていくことで、図書館運営やサービス水準を安定的に確保する。

#### 設置目的

「図書館ビジョン」の基本理念である「知と学びと文化の情報拠点」の実現に向け、区立図書館の運営に利用者の視点を取り入れ、学識経験者の見識や図書館利用者等の複数の目から、図書館を点検・評価することにより、利用者ニーズに即した図書館運営や図書館サービスの向上を図ることを目的とする。

#### 構成員(想定)

- (ア) 公募区民(利用者) 3名
- (イ) 学識経験者 3名
- (ウ) 小・中学校長(代表) 2名
- (エ) 教育機関(区内大学等) 2名
- (オ) 活動団体(ボランティア団体、障害者団体等) 2名
- (カ) 民間事業者(学校図書館運営事業者等) 2名
- (キ) 図書館関係者(区職員) 2名

## 活動内容

全区立図書館の運営状況を評価し、各館に運営課題や改善点をフィードバックするなど、年4回程度、以下のような協議等を行い、運営体制の検証を図る。

7月：モニタリング評価・前年度運営実績、年間活動計画、四半期運営状況

10月：図書館運営・サービス評価、四半期運営状況

1月：新たな図書館サービスの検討、四半期運営状況

3月：次年度予算・全体計画等の報告、四半期運営状況

## 4 今後のスケジュール（予定）

令和3年 7月 文教常任委員会報告（今後の取組み）

### （1）中央図書館のマネジメント機能の強化

令和3年12月 文教常任委員会報告（検討状況）

令和4年 3月 人材育成計画策定

4月～ マネジメント強化に向けた各種研修の実施

### （2）民間活用

令和3年 8月 公募開始

8月～ 指定管理者候補者の選定期間

11月 政策会議（指定管理者候補者選定結果）

文教常任委員会報告（指定管理者候補者選定結果）

12月 第4回区議会定例会

令和4年 4月 指定管理者による管理開始

### （3）（仮称）図書館運営協議会の設置

令和3年12月 文教常任委員会報告（検討状況）

令和4年 2月 （仮称）図書館運営協議会区民委員の公募

7月～ （仮称）図書館運営協議会開催